

延 監 第 198 号

令和 7 年 2 月 19 日

令和 6 年度

定 期 監 査 報 告 書

(令和 6 年 10 月～12 月実施分)

延 岡 市 監 査 委 員

令和6年度 定期監査報告書

1 監査の対象

〔総 務 部〕 市民税課 資産税課 納税課

〔市民環境部〕 国民健康保険課 市民課

〔農林水産部〕 水産課

〔北方総合支所〕 地域振興課 市民サービス課 産業建設課

〔教育委員会〕 教育政策課 学校支援課 学校教育課 北方分室
市立小中学校及び義務教育学校

2 監査の期間

令和6年10月2日 から 令和7年1月22日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 服 部 俊 明

監査委員 中 城 あかね

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、使用料等の金額算定は適正か、随意契約の理由は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているか、適正に物品等が管理されているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和5年度及び令和6年度分（監査日現在まで）である。

6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

総務部

市民税課

事務処理は適正なものと認められた。

資産税課

事務処理は適正なものと認められた。

納税課

事務処理は適正なものと認められた。

市民環境部

国民健康保険課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 歳入事務

歳入調定の起票遅れが、令和6年度分に4件あった。

財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

市民課

事務処理は適正なものと認められた。

農林水産部

水産課

事務処理は適正なものと認められた。

北方総合支所

地域振興課

事務処理は適正なものと認められた。

市民サービス課

事務処理は適正なものと認められた。

産業建設課

事務処理は適正なものと認められた。

教育委員会

教育政策課

事務処理は適正なものと認められた。

学校支援課

事務処理は適正なものと認められた。

学校教育課

事務処理は適正なものと認められた。

北方分室

事務処理は適正なものと認められた。

市立小中学校及び義務教育学校

次に掲げる 15 校について監査した結果、事務処理は適正なものと認められた。

小学校	旭、恒富、緑ヶ丘、東、方財、黒岩、上南方、北川
中学校	延岡、旭、南、黒岩、南方、北川
義務教育 学校	島野浦学園